

第3号様式

令和4年度第1回船橋市地域福祉計画推進委員会会議録

(令和4年12月1日作成)

1 開催日時

令和4年10月13日(木) 午後1時30分

2 開催場所

市役所本庁舎7階 705会議室

3 出席者

(1) 委員

大野地平委員長、本木次夫副委員長、府野れい子委員、藤本千恵子委員、
渡邊千代美委員、加瀬武正委員、齋藤直行委員

(2) 事務局

福祉サービス部長、地域福祉課長、地域福祉課長補佐、地域福祉推進係長、
地域福祉推進係員2名

(3) その他

なし

4 欠席者

なし

5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあつては、その理由

1. 地域福祉計画推進委員会委員長・副委員長選任について(公開)
2. 地域福祉計画推進事業要覧(令和4年度・抜粋版)(案)について(公開)
3. 重層的支援体制整備事業について(公開)

6 傍聴者数(全部を非公開で行う会議の場合を除く。)

0人

7 決定事項

- (1) 委員長に大野地平委員、副委員長に本木次夫委員が決定した。
- (2) 地域福祉計画推進事業要覧(令和4年度・抜粋版)(案)について、第4次地域福祉計画に掲載されている公助項目の「具体的な事業例」を取りまとめた「地域福

祉計画推進事業要覧（令和４年度・抜粋版）（案）」の説明を事務局より行った。

(3) 第４次地域福祉計画の推進のため新たに実施を検討している「重層的支援体制整備事業」について、事務局より説明した。

(4) 今後の予定等

１１月１５日までに各委員より、地域福祉計画推進事業要覧（令和４年度・抜粋版）（案）に対するご質問等を事務局へ提出していただくこととした。各委員からのご質問等への回答を事務局から送付した上で、各委員から提出いただいたご意見を、第２回船橋市地域福祉計画推進委員会（以下「第２回推進委員会」という。）においてまとめることとする。

8 その他

第２回推進委員会は１２月中旬頃開催予定。

公助に対する提言の意見をまとめること、共助項目（地域全体で取り組むこと）の取り組みについての説明を議事とする予定。

9 問い合わせ先

福祉サービス部地域福祉課 TEL 047-436-2314

別紙

第1回船橋市地域福祉計画推進委員会 議事録

日時 令和4年10月13日（木）午後1時30分～午後3時30分

場所 市役所本庁舎7階 705会議室

<出席者>

委員：大野地平委員長、本木次夫副委員長、府野れい子委員、藤本千恵子委員、
渡邊千代美委員、加瀬武正委員、齋藤直行委員

事務局：福祉サービス部長、地域福祉課長、地域福祉課長補佐、
地域福祉推進係長、地域福祉推進係員2名

<欠席者>

なし

<次第>

1. 開会

2. 議題

(1) 地域福祉計画推進委員会委員長・副委員長選任について（公開）

(2) 地域福祉計画推進事業要覧（令和4年度・抜粋版）（案）について（公開）

(3) 重層的支援体制整備事業について（公開）

3. 閉会

事務局

ただ今より、第1回船橋市地域福祉計画推進委員会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は、地域福祉課長の忍足と申します。どうぞよろしく願いいたします。今回の委員会は第1回目の会議でございますので、委員長選出まで、本委員

会の進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、次第1 委嘱状の交付でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、委嘱状は皆様の机に事前に置かせていただきました。ご理解いただきますようお願いいたします。

続きまして、岩澤福祉サービス部長よりご挨拶をお願いいたします。

岩澤部長

皆様、こんにちは。福祉サービス部長の岩澤でございます。本日はお忙しい中、お集まり頂きましてありがとうございます。また日頃より本市の福祉行政にご理解、ご協力を賜りまして厚くお礼を申し上げます。

今回、第4次船橋市地域福祉計画推進委員会の委員もお引き受け下さりまして、誠にありがとうございました。本日は立ち上げということで、ひと言ご挨拶をさせていただきます。

地域福祉計画は、社会福祉法の規定に基づき地域福祉に関する事項について計画を策定し、推進を図っていくためのものとして、本市では、平成17年度からコミュニケーションシティの設立をメインテーマとして、地域力の向上と地域福祉の推進に努めて参りました。そして現在、社会福祉法の改正により地域福祉計画は、福祉分野の上位計画となり、ますます重要な計画となったと思っております。

本市でも本年3月に策定しました第4次船橋市地域福祉計画におきまして、高齢者や障害者、子供など分野や世代を超えて共通して取り組むべき事項を取り入れております。また重要な点として、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、一人一人が役割を持ち活躍できる地域共生社会の実現に向けた取り組みも取り入れた内容となっております。本市といたしましても、本計画に沿って地域福祉の推進に向けて、地域の福祉課題に取り組んで参りますので、委員の皆様には計画の実行性を高める為の活発なご議論をいただきまして、ご意見、ご提言を頂戴できたらと思っておりますのでよろしくお願いいたします。本日を皮切りに、だいたい年3回くらいを予定しておりますので、お忙しいと存じますがけれども何卒、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

それでは、委員の皆様のご紹介をさせていただきたいと思います。1号委員からお呼びさせていただきます。お一人ずつ、一言いただければと存じます。

それでは、聖徳大学短期大学部より大野地平様、お願いいたします。

大野委員

みなさん、こんにちは。聖徳大学短期大学部の大野地平でございます。よろしくお
願い致します。

事務局

ありがとうございました。では、船橋市民生児童委員協議会より府野れい子様、お
願いいたします。

府野委員

皆様、こんにちは。民生委員の府野と申します。どうぞ、よろしくお
願い致します。

事務局

ありがとうございました。次に、船橋市自治会連絡協議会より藤本千恵子様、お
願いいたします。

藤本委員

船橋市自治会連絡協議会から参加させて頂いております藤本と申します。よろしく
お願いいたします。

事務局

ありがとうございました。次に、船橋市ボランティア連絡協議会より渡邊千代美様、
お願いいたします。

渡邊委員

はい、渡邊と申します。よろしくお願い致します。

事務局

ありがとうございました。次に、高芝地区社会福祉協議会よりより本木次夫様、お願いいたします。

本木委員

本木でございます。1次計画の時からお世話になっております。また皆さんと一緒に勉強させて頂きたいと思っております。よろしくお願い致します。

事務局

ありがとうございました。次に、前原地区社会福祉協議会より加瀬武正様、お願いいたします。

加瀬委員

こんにちは。前原地区社会福祉協議会の加瀬武正と申します。よろしくお願い致します。

事務局

ありがとうございました。最後に公募委員として斎藤直行様、お願いいたします。

斎藤委員

斎藤でございます。よろしくお願い致します。策定委員をやらせて頂きました。その後推進委員を出来ると思っていなかったもので、とっても楽しみに今日来ました。よろしくお願い致します。

事務局

委員の皆様ありがとうございました。続きまして、事務局を紹介させていただきます。岩澤福祉サービス部長でございます。私は、地域福祉課長の忍足でございます。課長補佐の由良でございます。地域福祉推進係長の宮本でございます。続きまして、担当の奥村と原田でございます。

以上が事務局でございます。よろしく願いいたします。

続きまして、議題に入る前に、配布資料について確認をさせていただきます。

(資料確認)

インデックス 1

第 1 回船橋市地域福祉計画推進委員会次第

インデックス 2

第 4 次地域福祉計画推進委員会委員名簿

インデックス 3

船橋市地域福祉計画推進委員会設置要綱

インデックス 4

地域福祉計画推進事業要覧（令和 4 年度・抜粋版）（案）

インデックス 5

重層的支援体制整備事業について

ここまでが、事前に郵送させていただいたものです。

また、本日皆様の机に置かせていただいた資料として、本日の席次表、第 4 次船橋市地域福祉計画書の 75 ページ及び 76 ページを印刷したもの 2 枚、公助についての提言案・質問提出用紙がございます。不足している資料がございましたらお申し出ください。

次に、本委員会の目的についてご説明をさせていただきます。本委員会の目的についてですが、フラットファイルのインデックス 3 の船橋市地域福祉計画推進委員会設置要綱をご覧ください。本委員会は、社会福祉法に規定される行政計画である地域福祉計画の推進に関することについて協議していただくものです。

第2条に記載されております<所掌事項>にありますように、地域福祉計画の進捗状況の把握や船橋市社会福祉協議会で策定する地域福祉活動計画の進捗状況の把握、さらに地域福祉計画の推進を図るための方策について、ご意見・ご提言をいただきたいと考えております。

なお、委員の人数は7名、任期は委嘱の日から2年間としております。

続きまして、会議の公開につきましてお伝えいたします。本会議につきましては、不開示情報が含まれておりませんので、船橋市情報公開条例第26条により公開となります。また、会議後は会議録を作成し公開いたしますが、その際には委員の皆様のお名前につきましても公開となりますので、ご了解のほどお願いいたします。

なお、会議の開催につきまして、市のホームページにて開催日程等を事前に周知しておりますことをご報告いたします。

続きまして、傍聴についてです。本日の会議を公開することとし、傍聴者の定数を3名として市ホームページに掲載したことをご報告いたします。なお、現在の傍聴はございません。

それでは本日の議題に入ります。

まず議題(1)「地域福祉計画推進委員会委員長・副委員長選任」でございます。委員会設置要綱第5条第2項の規定により、委員長は、委員の互選により選出し、同条第4項の規定により、副委員長は、委員長が指名する者をもって充てることとしております。

委員長の選任選出につきまして、どなたかご意見、ご推薦ございましたらお願いいたします。

(大野委員を推薦する声あり)

ただいま、大野委員を推薦する意見がありましたが、これにご異議ございますか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。それでは、大野委員に委員長をお願いいたします。大野委員、

委員長席へ移動をお願いいたします。

(大野委員、委員長席に着席)

それでは、委員長よりご挨拶をお願いいたします。

大野委員長

はい、只今ご指名いただきました大野でございます。改めまして、よろしくお願いいたします。地域福祉計画は上位計画になったりというところで、すごく大事な計画になってきたという経緯があります。ただ基本的に変わらないということは、ずっと申し上げていることですが、おらの町の計画はおらの町が立てるということになりますので、皆さんのご意見こそが、この地域福祉計画を育てるものであるというところは変わらないスタンスとして、取り組んでいきたいと思っておりますので、皆さんのご協力、活発なご意見ですね、よろしくお願いしたいと思います。ありがとうございます。

事務局

ありがとうございました。続いて議事の進行をお願いいたします。

大野委員長

それでは続きまして、副委員長の選任を行います。委員会設置要綱により、副委員長は委員長が指名することになっておりますので、指名させていただきます。

これまで地域福祉計画策定委員会で副委員長を務められ、私と一緒に計画推進にご尽力されていた本木委員に引き続き副委員長をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは副委員長席にお移りください。

(本木副委員長、副委員長席に着席)

一言ご挨拶をいただけますでしょうか。

本木副委員長

改めましてというほどのことでもないですが、齋藤さんとは地域福祉計画のときにご一緒だったし、皆知っている皆さんでありますので、改めて申し上げるまでもないことですが、私、たしか地域福祉計画の策定の時も申し上げたように、この計画を策定して、それを地区社会福祉協議会あるいは船橋市の社会福祉協議会のメンバーとして実行部隊になっている。そしてその活動の評価をまたこの推進委員会でやっていかなきゃならない。こういう立場でありますので、うるさいことは言わないで、なるべく勉強して参りたいとこんな風に思います。よろしくお願いします。

大野委員長

ありがとうございました。

議事録は、事務局で作成してもらいまして、委員が交代で議事録署名人を務めるようにしたいと思います。今回は、府野委員お願いできますでしょうか。

～異議なし～

それでは、府野委員お願いいたします。

続きまして、議題（２）地域福祉計画推進事業要覧（抜粋版）についてです。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは地域福祉計画要覧について、事務局奥村よりご説明いたします。着座にて失礼いたします。まず、事前にお送りいたしました青いファイル、インデックス４の

地域福祉計画推進事業要覧の表紙をご覧くださいよろしいでしょうか。

こちらの要覧は（案）の段階であり、関係部署へ校正を依頼した後、完成し次第、委員の皆様へ送付させていただくとともに、市役所行政資料室等にて公開します。

それではお手元にお配りしています、地域福祉計画推進事業要覧（令和4年度・抜粋版）（案）の見方についてご説明させていただきます。説明をさせていただくにあたりまして、本日机のほうに配布させていただきました第4次地域福祉計画の75ページの抜粋をしましたカラーページも合わせてご覧いただけますでしょうか。

まずこの第4次地域福祉計画の75ページにありますメインテーマ、基本方針、基本施策を達成する為の主な取り組み例をさらに具体化した事業を原則として3つずつ、計画書に「具体的な事業例」として掲載をいたしました。今回、作成いたしました推進事業要覧は、これらの「具体的な事業例」について、事業所管課において自己評価したものを取りまとめております。

第4次地域福祉計画は令和4年度からのスタートですが、今回は第1回推進委員会において事業の進捗を把握するために令和2年度、3年度の実績などを掲載しております。これらの公助項目を推進していくことで、基本施策、そして基本方針の推進に繋がっていくこととなります。

それでは次に、全体の構成をご説明いたしますので、表紙およびその次のページにあります、はじめにというページをめくっていただきますと左側に目次がございますので、ご覧いただけますでしょうか。目次にそってご説明をさせていただきます。1ページから3ページまで本要覧の見方に関する説明があり、5ページから67ページまでは公助項目にかかる具体的な事業例の実績および今後の予定等を記載しています。69ページからは施策体系ごとの具体的な事業例の一覧を掲載しております。全体の構成の説明は以上となります。

続きまして、ページがふつである要覧の1ページをご覧ください。目次の隣のページになります。本要覧の見方についてご説明いたします。本要覧は「第4次船橋市地域福祉計画」で掲げている77の公助項目の具現的な事業について、令和3年度の実績と自己評価、令和4年度の事業予定を、所管課を対象とした調査により明らかにしたもので、地域福祉計画の「公助」に関する実施計画に相当する内容となっています。

本要覧は、1 ページ中段に掲載している図のような構成となっております。基本方針、基本施策、主な取り組みについては、計画書75ページの施策体系に対応しています。左端にあります基本施策に記載されたページ数は、計画書の該当ページにあたりります。

続いて、この表の中の①主な取り組みを具体化した市の取り組みとして、②具体的な事業例、事業名、事業内容、そして③評価の視点、④令和2年度、令和3年度実績、⑤令和4年度予定、⑥令和5年度以降の方向性と記載をしております。

③にあります評価の視点は、所管課の自己評価において、地域福祉の推進にどのように寄与をしたかと観点から評価をするために、主な取り組みごとに設定をいたしました。

④令和3年度実績の下段のほうにあります事業の評価については、2 ページ中段に記載しておりますとおり、令和3年度の事業について、「完了」が基本施策を達成したため事業を完了した。「評価 A」が、基本施策を順調に達成しているあるいは達成しつつあるため、このままの内容で事業を継続する。「評価 B」が基本施策を達成するためには、当該事業の改善、工夫が必要である。「評価 C」が基本施策を達成するためには、当該事業の根本的な見直しが必要である。「廃止」が当該事業を実施しても基本施策を達成することができないため廃止する。制度の変更や事業の見直し等により廃止する。そして最後に「―」となっている物が評価なしとなりまして、コロナや台風で事業が中止したため評価ができないといったことを含めます。この6つの中から各部署が選び、評価をしています。なお、この評価はそれぞれの事業本来の目的を達成したかという視点ではなく、あくまで地域福祉計画を推進する視点からの評価をしていただくように、各所管課にはお願いしております。

続きまして要覧2 ページ、下段の表は、現在集計中となっておりますのでご了承ください。

続いて、1 ページに記載した図の⑥令和5年度以降の当該事業の方向性の部分につきましては、要覧3 ページ、中段に記載しておりますが、「同様の取り組みを進める」、「ニーズや重要性の高まりから拡大、重点化の方向」、「ニーズや重要性の低下等から縮小化または廃止の方向」、「法律改正、制度変更等の予定によるため、方向性は未定」

という4つの方向性の中から最も近いものを各部署が選択し、記載しています。

今後、こちらの要覧をお読みいただいたうえで、公助項目の取り組みについての提言案やご質問がございましたら、本日机のほうに配布させていただきました「公助についての提言案・質問提出用紙」にて11月15日（火）までにご提出をいただければと思います。どうぞ、よろしく申し上げます。説明は以上となります。

大野委員長

ありがとうございました。まず確認ですが、今回については、これをまず読み込んで、11月15日（火）までにご意見をお送りするという形になると、それを読む時に新しい物が届くわけですね。これじゃなくて、新しい物が届く。

事務局

はい。各課の校正が終わりましたら再度、郵送させていただきます。変更点等もわかるような形で、お送りさせていただくように考えています。

大野委員長

それは、いつ頃になりそうですか。

事務局

10月末頃までにはと考えています。

「公助についての提言案・質問提出用紙」はFAXで基本的には提出をいただければと思います。もし、メール等で提出をご希望されるようでしたら、様式などもまたお送りをさせていただくようにします。

大野委員長

ちなみに、メールの方がよろしい方いらっしゃいますか。私はメールを希望しますが。

事務局

では、大野委員長と齋藤委員にはメールで、様式を事務局からお送りします。

大野委員長

ありがとうございます。それを踏まえた上で、ご質問等々ある方いらっしゃいましたらお願いします。これの新しいバージョンがくるというところなので、いかがでしょうか。

齋藤委員

決算額という欄がありますよね。今日いただいている（案）は、金額が入っていたり入っていなかったりしています。校正後に送られてくるものは、決算額が入ったものが送られてくるのですか。

事務局

はい、決算額の方も担当課に確認してもらいます。ただし、中には、特に事業費を支出しない事業は、決算額はそもそも入らない物もございます。それから、令和3年度の方は決算額があって、令和2年度は決算額がなかったりするものも多く見受けられますが、こちらに関してはかなりコロナの影響が大きく、令和2年度は事業が中止していたりもするので、そういった場合は決算額が表記できないということで、（バー）の形で入っている物もあるので、全部が全部、入るとは限らないですが。

齋藤委員

金額がすごく少ない事業と、とんでもない額が書いてある事業がありますね。別にここは決算委員会じゃないからいいのかもしれないけれど、それにしても2,000万円使いましたと書いてあったところの隣に5万円でしたとあって、それはそうなのかなとも思うけれど、2,000万円に利用者が50人でしたと書いてあるような項目もあったのね。そうすると1人当たりとんでもない額、費用を使っているかと思いました。いずれにしても、ここに書かれる決算額というのがどういってお金なのかとい

うのが、いまいはっきりしていないのかなと思います。ビラを配ったので、ビラの印刷代といわれれば10万かな、20万かなと思うけれど。やっている内容が講座を開きましたと書いてあるだけで、1,000万円とあると、講座の先生の給料ってそんなに高いのかな？みたいな。そうでなくて、いろんな物の人件費とか含まれているんですよということなのかと思ったけれど。これがわからなければ、評価ができないですね。もう少し工夫して、額が大きいところは何とかが含まれる。それに携わった人件費が含まれるとか。何か書いてくれないかなとちょっと思いました。全体の人件費なども含めたものですよとか、言ってくれないと。5万円なのか2,000万円なのかといわれても全く評価ができないから書いてあっても意味がない。

もう1点は、同じ金額が2つに跨っている。総体としてこちらに含まれているけれど、何とかの福祉、何とかの項目。そこは金額別々に書いてくれているけれども、1つが別の事業の中の項目として書いてあるの。そこは構わないけれど、ちゃんとそこは説明が必要だと思う。だからダブっていると思っちゃうんだよね。担当する課が違っていたの。決算額の見せ方の基準をもう少し整理した方がいいのかなと思いました。

事務局

かしこまりました。中身をもう一度確認しまして、重複している分については追記するなどさせていただければと思います。

大野委員長

はい、ありがとうございます。他、ご意見ございます。はい、お願いします。

本木副委員長

本木です。齋藤委員と同じ視点での質問の部分もあるかと思うんですがね。実は今日、第1回なので、これからどういう風に進行していくのかにもよるんですが、この質問と意見のこの用紙が11月15日ですよ。質問をして、この回答をいただいて、そして意見を出さないとならないものあると思うんですよ。11月の半ばで質問を出して、それを事務局がまとめて、この委員会に出して議論をしてまとめていくとい

う余裕はあるんですかね。例えばね、6ページの中で事業の評価、この下の方です。「ボランティア育成事業補助金の交付事業」が、良いか悪いか評価するのは別問題として、これ、評価がAとでていますよね。本当はBでないかと。仮に私が思った時に、この評価というのは、どういう視点で出したんですかというふうに質問したとしますよね。それによって、この提言の中身も変わってくるんじゃないかと思うんですよ。ですから質問して、事務局の回答をいただいて、「ああそうか、わかった。そういうことならしょうがないんだよね。」と思うかもしれないし、その辺はどうなのでしょうかね。都市計画審議会というのは一番そういうのもあるけれども、要するに行ったり来たり往復するんですね。ここでも、またそんなに行ったり来たりはしないんでしょうけれども。提言をする前提として、質問があればその質問に対して、先にお答えいただく形になろうかとも思いますが。

事務局

宮本です。そうですね、副委員長おっしゃるように、評価に関することのご質問を事前に受けておかないと提言が変わるといのはおっしゃるとおりですね。今回の提言というのは、いただいて、その後に、市が回答をお作りしてまたお示しする形にはなりますが、その前段階として、評価なり、これをお読みになって、疑問に思うところは別で、ご質問をお受けして回答を作った方がよろしいのかなと今、お話を伺って思いました。以上です。

大野委員長

よろしくお願ひします。はい、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。では、我々に宿題が課されたということで。皆様、ご意見をまとめていただいとことになります。よろしくお願ひします。では続きまして、議題（3）重層的支援体制整備事業について、事務局から説明をお願ひします。

事務局

事務局の宮本でございます。よろしくお願ひいたします。着座にてご説明させてい

いただきます。まず、インデックス5番の資料を使いますので、ご覧ください。その前に、別紙でお配りさせていただきました、地域福祉計画の76ページのほうを一緒にご覧いただければと思います。計画では「地域共生社会の実現に向けて」の具体的な事業として、来年度から市として開始する予定の事業がこの重層的支援体制整備事業でございます。近年の少子高齢化や核家族化とかそういうのが進んできて、なかなか地域住民のつながりとかが難しくなっているということで、引きこもりの問題ですとか、ゴミ屋敷の問題ですとか、様々な複雑化する問題に対応するために、「包括的な相談支援体制の充実」を、地域福祉計画にも盛り込ませていただいています。図の①、②、③で書かれている基本方針を具体化したものになっており、基本方針柱1の心つなぐ地域づくりであれば①で、地域づくりに向けた支援ということで、世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整理する。基本方針柱2ですと、②の参加支援で、社会との繋がりを作るための支援を行う。基本方針柱3では、安心して暮らせる地域づくりで、その横の③が相談支援ということで、世代や属性を問わず包括的に相談を受け止めるということで、この3つの支援を進めることで地域共生社会の実現を図ろうということで、計画書に盛り込ませていただいています。

こちらと今回の重層的支援体制整備資料の繋がりですが、重層的支援体制整備事業につきましては、国の方で令和3年4月に社会福祉法が改正され、具体的に事業とされたんですが、こちらの76ページでいう①から③の支援を一体的に取り組むことで、引きこもりの方とか、ゴミ屋敷の方、孤独死とかいろいろ問題がありますけれども、そういう問題に対応していくという事業です。

そうしましたら、プレゼンテーションシートの中をご説明させていただければと思います。まず2ページ目をご覧ください。本日、お話しする目次の内容です。

4ページをご覧ください。重層的支援体制整備事業の事業名がわかりづらいので、事例を用いて、ご説明させていただきます。こちらの事例は、複合的な課題を抱える家族への支援事業として、相談者の方、本人がBさん。45歳の女性です。家族構成がBさんの夫、22歳の息子、14歳の娘の4人家族でございます。夫は働いておらず、ギャンブル依存に陥っており、さらに息子は障害の疑いがあり、娘は不登校ということで、多くの課題を抱えているご家庭の事例になります。支援のきっかけとい

たしましては、14歳の娘が学校を休みがちになっていたことから、担任の教諭が、母親であるBさんに連絡をいたしました。担任の教諭がBさんと面談を行ったところ、娘の夜遊びや不登校を心配しており、また夫や息子のことも悩んでいるという複合的な問題を抱えたケースであることがわかりました。話を聞いた担任教諭は、母の困りごとが多岐にわたるため、どこに相談に行ったらいいか、わからず、新たな事業の連携担当職員に連絡ということで、ここでいう「新たな事業の連携担当職員」というのが、重層的支援体制整備事業のうち、「多機関協働事業」という関係機関の役割分担とかを調整する存在になります。このご家庭の支援内容としましては、この連携担当職員が、本人やご家族のアセスメント、どのような課題があるかとか、そういうところを分析して、課題やニーズを明らかにしていき課題やニーズが確認できたら、この連携担当職員が中心となり、学校やハローワーク、あと本市でいうと、「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」になりますけれども、自立相談機関との連携を図りながら家族への支援を行う形になります。4ページ目の赤のところをご覧いただければと思いますが、こちらの効果としましては、連携担当職員という存在がいることによって、本人やご家族に寄り添いながら、丁寧に伴走支援をすることにより世帯の複合的な課題を整理することができ、多機関と連携を図り、今後の支援の方向性を具体的に組み立てていけることになったことや、市として、この世帯全体の支援をしていくための体制を整えることが、出来るようになったというのが効果として挙げられます。全ての課題を解決していくには、時間がかかりますけれども、このように課題が複雑化し、どこにも相談できずに解決をあきらめていたような世帯を救うために、市と地域の関係機関の皆様とが一体となって、支援の道筋を立てて解決に導いていく、このような体制を図っていくのが重層的支援体制整備事業となります。

続きまして、5ページ目から7ページ目は、同じような事例が掲載されていますので、後ほどご覧いただければと思います。

それでは、9ページ目をご覧ください。9ページ目からは、重層的支援体制整備事業を市が実施することによって、具体的に何が変わるかということを書いてあります。9ページの左上の図、これまでというところと下の重層的支援体制整備事業というところをご覧いただければと思います。これまでの相談支援のケースワーク、個別の支

援については高齢者や障害者、子ども、生活困窮等、分野別の制度で分かれていまして、支援が行われていたとしても、分野が跨ったケースに対応することや、訪問などのアウトリーチを行うというような余裕が実際支援の現場ではなかなかなく、財源もなかったことから難しいという課題がございました。こちらの重層的支援体制整備事業を行うことで、実際、様々な関係機関と会議を行う重層的支援会議という、課題の共有を行ったり、実際の支援をどのように行うかというところを協議していく会議ですが、こちらを行うことが出来たり、国の追加財源によって、他の分野にまたがる課題や制度の狭間の課題に柔軟に対応することが出来るようになります。

それでは資料の11ページをご覧ください。こちらの方は、行政の市の体制について書かれているものですが、実際、重層的支援体制整備事業を実施したとしても行政の縦割りを完全に取除くというものではなく、制度間の壁は残しつつ壁は低くして、風通しをよくするというイメージで連携をはかっていくというものになります。

それでは続きまして、13ページ目をご覧ください。13ページ以降は実際の重層的支援体制整備事業がどのような事業かという内容になります。こちらの事業内容につきましては、上の方の囲みのところに書かせていただいておりますが、市の各分野の相談窓口、つまり高齢者や障害者、子ども、生活困窮者など各相談機関や地域の関係者の皆様が、相談を受けた場合に、それを断らずに受け止め繋がり続けて、支援を継続して実施して解決に導いていくというところをコンセプトにしております。

それでは13ページ目、中段のほうのローマ数字Ⅰ、Ⅱ、Ⅲをご覧ください。Ⅰで相談支援、Ⅱで参加支援事業、Ⅲで地域づくり事業というのがございます。こちらの3つを一体的に実施することが、重層的支援体制整備事業を実施するということになります。これは、必須で取り組まなければいけない支援になります。この3つの支援は国の枠組みではございますが、最初に別紙でご説明させていただきました本市の地域福祉計画の76ページの3つの支援と対応するような形になっております。

次に14ページ目をご覧ください。こちらも国の資料ではありますが、重層的支援体制整備事業の全体のイメージ図になります。図の赤い、点線で囲まれているところをご覧ください。こちらが先程申し上げたⅠ相談支援の部分になります。その下の黄色い点線の部分がⅡ参加支援事業の部分です。全体にかかっている緑色の点線部分は、

Ⅲ地域づくり事業の部分になります。

では、まず赤の点線のⅠの相談支援のところからご説明いたします。こちらは、①、②、③と事業がさらに細かく設定されています。①の包括的相談支援事業はそれぞれの相談窓口、例えば高齢者だと地域包括支援センターですとか、それぞれの相談窓口において、相談者の相談を属性や世代を問わずに包括的に受け止めることを行います。こちらで受け止めた相談のうち、複合化した課題を抱えた事例や、制度の狭間、実際に高齢者、障害者とかそういう分野を分けることができないような制度の狭間に落ちてしまったようなケースについて、②の多機関協働事業に繋ぐことで、重層的支援会議でその世帯の課題の解きほぐしや関係機関の役割分担をはかり、各支援機関が連携しながら支援を継続していくような形になります。この多機関協働事業というのが、今回の重層的支援体制事業で新たに創設された部分になります。多機関協働事業では、福祉分野に限らず、例えば多重債務や滞納があるようなケースであれば、市の税務の関係部署ですとか滞納料金が発生している部署、またはゴミ屋敷問題などであれば環境部や保健所、市民生活部など全庁的に市が連携し解決に導いていくという風な体制を目指します。いわば、世帯、世帯に合わせたオーダーメイドの支援を市全体で考えていくというようなイメージになります。この多機関協働事業における関係機関間の調整役については、後ほどご説明いたしますが、地域福祉課で所管している「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」で実施していきたいと考えております。そして、長年ひきこもり状態の方など自ら支援に繋がるのが難しい場合には、③のアウトリーチ等を通じた継続的支援事業というもので、実際に市役所に来られない方を対象に、自宅等に訪問して本人のとの関係を構築したうえで支援に繋げるという事業も実施を行います。こちらにも「さーくる」にアウトリーチ支援員を配置して実施する方向で考えております。

相談者の中で社会との関係性が希薄化し、参加に向けた支援が必要な場合には、下の黄色い囲みの部分の参加支援事業、こちらがひきこもりの方とかが、社会参加していくような居場所づくりを行っていく事業ですけれども、こちらにも必須の事業なので実施する予定でございます。こちらの参加支援事業も重層的支援体制整備事業で新しく創設された部分になります。

このほか、点線の緑色の部分のⅢ地域づくり事業では、地域住民同士の支え合う関係性を育てていただくような事業や他の事業と相まって地域における社会的孤立の発生、ひきこもりの方とか孤独、孤立が発生しているような方々の防止をめざすような人と人との出会うようなところの出会いの場をコーディネートしていくような事業になります。これら3つの事業が相互に重なり合いながら市全体としての体制として、困難を抱えた方に寄り添いながら伴走していく支援体制を構築していくものになります。

それでは、資料16ページをご覧ください。こちらは、最初の別紙でも若干触れさせていただきましたが、国が掲げている地域共生社会についての説明資料になります。重層的支援体制整備事業が作られたきっかけというのが、この地域共生社会の実現を目指すための具体的な事業として、創設されたものになります。こちらの上の囲みにあるように、地域共生社会とは、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」の関係を超えて、地域住民の方や地域の団体、公的機関等が世代や分野をこえて繋がることで、住民一人一人の暮らしや生きがい、地域を共に作っていくというような社会のことを国が定義しております。船橋市の第4次地域福祉計画においても、先程ご説明させていただいたように、地域共生社会をめざして、取り組んでいくということを盛り込ませていただいております。

それでは、資料18ページ目をご覧ください。今までの説明が、国の枠組みの説明になりますけれども、船橋市として実際、重層的支援体制整備事業をどのようにしていくかというのが、これ以降の説明になります。

それでは、19ページ目をご覧ください。19ページ目のイラストは、第4次船橋市地域福祉計画の155ページから抜粋させていただいているものになります。地域住民や事業者、行政の協働による横断的連携という項目から抜粋しております。先程ご説明いたしました重層的支援体制整備事業の3つの支援うち、ここの部分でⅠの相談支援の部分の説明になります。まずイラストの①と記載している部分をご覧ください。こちらが、地域における支援のネットワークを今も図っていただいている、地域の方々に取り組んでいただいているところになります。実際、町会、自治会の方ですとか、民生・児童委員の方、地区社会福祉協議会の方などの地域において、地域住民

の方が何か困難を抱えていた場合には、それを把握していただくというようなところ
です。情報をキャッチしていただくようなイメージになります。続きまして②の部分
ですけれども、こちらは行政による断らない相談支援ということで、実際に高齢者だ
と地域包括支援センターですとか様々な相談窓口において、個別で支援をしていくと
いうのが②の部分です。実際に制度の狭間の課題、高齢者、障害者、子供などの分野
で分けられないような課題が遭遇した場合に、①と②で解決が図られないような複雑
なケースの場合には、関係機関間で協議、役割分担も行って解決を図っていくという
部分が、この③の赤字の部分になります。重層的支援体制整備事業では、③の部分に
つきましては、会議体として重層的支援会議という、先程ご説明した会議が支援プラ
ンをたてて、進捗管理していく会議ですが、それ以外に社会福祉法で支援会議という
ものがございます。こちらの方は、町会の方々でしたら、例えばゴミ屋敷のような問
題があるような世帯があるというようなことがあったら通報いただいて、それで協議
するような場になっています。実際ここには、守秘義務が会議体としてかかるよう
になっていまして、罰則規定もございますので、町会の方とか一般的に民生委員さんな
どは、守秘義務がかかっていますが、町会の方は今まで参加が難しかったものがある
んですけれども、この支援会議という制度を使うと色々な会議にご出席いただいて、
その地域の問題、ゴミ屋敷とかそういう様々な問題を共有して、どういう風に対応
していくかというのを協議していく場になります。

それでは、20ページご覧ください。こちらは、船橋市の重層的支援体制整備事業
の全体像ということで、イメージをさせていただきました。まず、図の左側の部分で
Ⅰの相談支援の部分でございます。右側の方にはⅡ参加支援とⅢ地域づくり支援の部
分がございます。左のⅠの相談部分につきましては、より複雑なケースについて調整
管理をする多機関協働事業というのが、この②に書かせていただいております。ここ
が、最初に申し上げた調整役を担うところですが、こちらが、「保健と福祉の総合相談
窓口さーくる」が担うことが望ましいと考えております。こちら、最初に事例照会し
た新たな事業の連携担当職員というのがこちらにあたります。さらに多機関協働事業
を行う「さーくる」に、分野を問わずに自宅等へ訪問、支援をおこなうためのアウト
リーチ支援員というのを配置いたします。これが③でございます。こちらも新規で配

置する職員になります。

続きまして、Ⅱの参加支援の黄色い部分をご覧ください。こちらの方は、ひきこもり状態の方などの社会とのつながりを回復させるための資源、居場所などを開拓したりするものでして本人のニーズに合わせて資源開拓をしていって、繋いでいくようなイメージになります。具体的な内容については、現在検討中ですので、次回以降にまたご説明させていただきます。次にⅢの地域づくり支援について、ご覧ください。こちらは、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりということで、本市では居場所づくりについて様々な事業を実施しておりますので、既存の制度を活用しつつ、新たなものを今後、どのようにしていくかというのを検討していくということで、まだ検討中ではありますけれども考えております。

それでは最後の21ページ目をご覧ください。こちらの方が、先程もご説明いたしました、相談支援の中でより複雑なケースを取り扱う多機関協働事業の実施にあたっての相談の流れですとか、解決すべき課題と課題の解決についてのことを記載させていただいております。多機関協働事業の実施にあたっては、その世帯の課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を行う必要があることから、それらを中心となっておこなう調整役が必要になります。本市では、何度も申し上げていますが、地域福祉課が所管する「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」が調整役を担うことを考えております。

しかしながら、「さーくる」の方では、調整役を担うにあたり解決すべき課題がありまして、「さーくる」が現在、総合相談窓口と謳ってはおりますが、実際には生活困窮者支援の対応が約9割を占めておりまして、総合相談窓口として、あと多機関協働事業の調整役を担う余力がなかなか無いというのが、現状の課題としてございます。この課題を解決するために業務体制や人員体制見直しなどについて検討して、令和5年度からこの調整役を担えるように準備を今後、進めて参りたいと考えております。来年度の重層的支援体制整備事業の開始に向け、また開始後も分野横断的に地域の皆様方との連携も欠かせないものと考えておりますので、今後、内容についてもご意見を伺いながら進めて参りたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。説明は以上でございます。

大野委員長

ありがとうございました。厚生労働省の資料をこれほど、解きほぐすのは商売柄難しいことはわかっておるので、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。今お伝えしました重層的支援体制整備事業につきまして、何かご質問がある方いらっしゃいますか。お願いします。

加瀬委員

説明の中に出ていた、よくテレビでやるようなゴミ屋敷は船橋市内にあるのですか。

事務局

はい、通報として実際いくつかあがってきている事例はありますし、今、健康福祉委員会でも取り上げられておりまして、あるといえばあるという状況です。すごいたくさんではないとは思いますが。

府野委員

私の地区で、1、2年前ですが、お一人暮らしで玄関の前にいっぱい、それが室のようになっているところが2件ほどありまして、地域包括支援センターと在支と民生委員で対応して、どうにかやったケースがあります。

加瀬委員

民生委員で対応出来ればいいけれど。テレビでやっているような、どっから出入りしているのか、全部ゴミの中で生活しているような、ああいうのはあるのですか。

事務局

実際、見たわけじゃないのですが、ゴミ屋敷というのはすごく問題になっていて、レベルが色々あるみたいです。実際にゴミ屋敷として市が関わっているというのは、例えば地域包括支援センターがその人にお世話をしたいけれど入る隙間がないような家があるとか。ゴミ屋敷は一口に言ってもテレビで見るような、本当にゴミがい

っぱいあるお家とか、あるいは、いっぱい物を買ってしまって段ボールにまみれたお家とか、タイプは色々あるみたいですが、様々な問題が船橋市でもあるようです。また、わかったらお伝えできたらと思います。

加瀬委員

ありがとうございます。

大野委員長

お願いします。

齋藤委員

重層的支援、読ませていただいておりますとおっしゃるとおりだと思いました。民生委員とか町会の活動をしていて、現場で感じていることを言うと、例えば貧困とかひとつの問題で悩んでいる方いません。母子家庭でお金が足りない、学費が足りない、娘の体が弱くて等、問題はあげたらキリがないんです、そのご家庭では。これまでは、ここに書いてある各役所の1部署、1部署別々のところに相談をしてお願いをするんですよね。学費はどこだ、生活保護はこっちだという風になるわけですね。こういう風になると助かるなどは思いました。ただ、お分かりになっていると思うけれど、たくさんの方があって、こういう状況だとすると「さーくる」がやるっておっしゃっていますけれど、とんでもない規模、最終的にはですよ。これがちゃんと機能して、たくさんの方を助けられるようになるべきだと、僕も思うけれど、そのためにはとんでもない人が必要になる気がします。

今、民生委員だって、児童相談所だって、みんなテリトリーに問題があって手が届いていないのが実情です。だから、それと同じことが起きてしまうと器は素晴らしいし、理論も正しいけれど、実態が追い付かない、手が回らないみたいにならないと思います。ちゃんとした対応をしようと思うと、そのご家庭に思い切り入り込んで、いっぱい話しをして心を通わせないと相談してくれないし、それで時間がかかりますよね。だからそこのご家庭だけで1か月、手一杯になったりしてしまう訳ですよ。

ね。それが100件まとめてドンときたら、パンクしてしまうことが心配です。

それから、大賛成だし、今説明にあったように、要支援者をみつけたのが学校の先生や包括のケアマネさんとありますが、これもおっしゃるとおりだけど、本当にみつかるのかなという思いがあります。学校の先生やケアマネさんも、生徒や今担当している利用者だけで手一杯で、新しく困っている人についての施策が必要かなと思います。

先程の説明でもありましたが、ヤングケアラーとかそういう人達は自分では言わないし、統計的に出てこないから、制度の中でなかなか見つけづらいですね。普段、民生委員とも接点がないですし、子ども食堂でたまたまみつけるパターンがあるらしいですが、どのように見つけ出すのかというところも、何か必要だと思いました。

大野委員長

ありがとうございます。問題発見、課題発見というのは、社会福祉の基本中の基本だと思いますので。それらも「さーくる」というふうになると、「さーくる」がパンクしちゃいますね。

事務局

福祉サービス部長です。ご意見、色々ありがとうございました。まずは重層的支援体制整備事業についてご説明させていただいて、今おっしゃっていただいたように、市の職員の意識改革も必要だし、連携、市民に繋げていくところも必要だと思います。重層的支援体制整備事業は地域共生社会の実現に向けた取り組みになりますので、ここは市の職員も関係部署を集めて、説明会とかグループワークなどを設けて定期的に行っているところです。そこでは福祉部門だけではなく、企画財政部門とか総務部門というところも関わってこういう問題、皆で市として動いていこうと取り組んでいるところです。

また、「さーくる」だけに全てお願いすることではなく、「さーくる」には複合的、複雑化した相談というのは当然、今でも相談がきています。「さーくる」で対応できるところもあれば、他の所管課がわかればそちらに繋いで支援していることもございま

す。また逆に、例えば、子育て部門に相談に来た方が、実は高齢者の相談があったとか。先程、おっしゃっていたヤングケアラーかもしれないという問題があったら、それはそれぞれ高齢者部門や、もしかしたら障害があるかもしれないけれど、繋がっていない場合は障害福祉課とも連携しているところがございます。

ただ、おっしゃっていただいたように、相談をしたくてもできないお子さんとか、そういう方を市の方で探すというか、見つけ出すというのがなかなか難しいところはあるというのは認識しております。

今回、「さーくる」の方でもアウトリーチ支援、訪問型支援を行うことで、困難な状況に置かれている方を把握し、または地域の皆様方からのご連絡などを基にこちらから支援に繋げていけるように、市としても考えて参りたいと思っております。なかなか 100%の答えがない状況ではございますので、地域の皆様方にご協力もいただきながら、市としても取り組んで参りたいと思っております。以上です。

大野委員長

ありがとうございます。他、ご意見いかがでしょうか。

本木副委員長

4つの事例がここにでていますがどれもね。昔からこういう重層的な問題というのはあったと思います。私は36年民生委員をやっていましたが、最近感じているのは、地区社協に相談が持ち込まれる中で、問題が非常に複雑化していて、いわゆる重層的な問題が非常に多くなった。これを解決するために、地域だけではどうしようもない。例えば、障害がある人の色々相談がきた時に、民間人である地区社協の我々が対応しきれない問題ではないなという時は、障害福祉課と話をし、「そちらの方で、対応策というのを具体的に考えていただけませんか。」と繋がっています。

ここで、今初めてお聞きした、重層的支援会議だとか、あるいは支援会議とか、色々出てきました。このメンバーというのはどのような構成になるのか。これは常設なのか。それとも出てきた課題ごとに具体的に設置するものなのかと疑問に思いました。

それから更に、オーダーメイドの支援というのは非常に結構だとは思っています。だ

けど私、実際に経験している中で、調整役を「さーくる」が担っていけるのかとも思います。つまり、どういうことかと言うと、複合的な色々課題があるケースが出てきた時でも、「このケースの基本的なものはここなんだ」という部分があるわけですよ。そうすると、基本的な問題を担う部署が中心になるというか、調整役をしないと、「さーくる」で全て調整役を担っていけるのかな。今、お話しを伺っただけで、まだ完全に理解していない部分があるかもしれないけれども、そういう感じがしました。ここには、民生委員をやっておられる方もいらっしゃいますし、実際に最近の地区社協あたりに持ち込まれる相談とういうのは、みんな複合です。重層的な課題です。我々社協の立場からしても、いろいろある。95歳になる方がシルバーカーを押して毎日買い物に行っているが、急にケガをしたとか。そういう現象的なものをとらえればそれだけのことだけれども、その裏には、やはり経済的な問題もあるし、家族関係の問題もあるし、こういうふうに色々な問題が重層的に複雑に絡み合っているというのが今の世の中だと思う。だから国が、こういう制度を作ってきたのかもしれないけれども。我々、実際に活動の中で、直面する問題、地区社協に持ち込まれる相談事業を具体的に考えてみると、この制度は非常にいいけれども、運用していくのには気が遠くなるような感じが、今説明を聞いただけでも思います。今、疑問に思った部分も含めながら、今の地域の実情とういうのを具体的に若干申し上げたけれども、「さーくる」が全ての調整役になって、大丈夫かと思えます。

事務局

色々、ありがとうございます。すごく、ご心配いただいて、そのとおりでと思います。「さーくる」は全てをやるわけじゃないです。変な言い方ですけど、今の複合的な問題はいっぱいあると思います。今は、知ったところが知っている範囲で繋がり合い、色々、整理して問題の解決に動こうとしているという現状だと思われます。

先程、部長が申し上げたとおり、庁内で検討会をしています。その中でもいろんな事例の話とういうのは、それぞれの部署で色々な経験があるという話がありました。ただ、あの課はこういうことがあった時、こういうところに繋がってこういう解決をしたとか、その会議をやる中で、そんな話がけっこう出てきました。

「さーくる」に今回、担ってもらおうというのは、「さーくる」が全て解決をする訳でなくて、こういうパターンが出た時には、こことここが、繋がっていくといいなというようなところの繋げる役目をしてもらおうということが大きいかなと思います。それは、「さーくる」だけに任せるのではなくて、例えば、社協さんだったりとか、民生委員さんだったりとか、もしかするとハローワークだったりとか、民間のどっかの施設だったりとか、そういったところとかも繋がり合わなきゃいけないと思います。もちろん、地域福祉課とか市の職員の方もやっていきます。その中で個別のケースを調整して、ケースを管理するというのが、「さーくる」になるかなという風に考えています。

一朝一夕に進むものではなくすごく大きな問題というのは、もちろん承知しております。ただ、今もやっていることを少しずつでも体系立てていけたらという風なところで今、色々検討しているところです。庁内でも検討しておりますが、今後、またそういうところのご意見もいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

本木副委員長

例えば、よくわからないのが支援会議というのがありますよね。支援会議というのは、出てきたケースごとに設置するんですかね。

事務局

はい、支援会議と重層的支援会議については、まだ庁内でも検討中ではあるんですけども、基本的には、事例毎にその世帯毎に関係者に集まっていただいて、会議をするような形態のイメージではあります。

本木副委員長

ありがとうございます。

民生委員

民生委員の府野です。地域で活動しておりまして、今、制度の狭間の方、ひきこも

りの方とかが増えてきているんですね。その際に生活支援課とか民生委員も一緒にその方のところに訪問したりしている中で、今回こういう重層的な支援体制というのができて、私は単純にこういう体制が出来上がったということが、とても嬉しく思っています。こういうところでまずスタートして、少しずつ、そういうひきこもりの方々をよりよい支援にして就労支援に繋げていけたらいい。そういうようないい方向に行くように願いながら、この支援体制を嬉しく思っております。ありがとうございます。

渡邊委員

「さーくる」については発足当時から関わっていましたが、発足した時にはいろんな問題がこんなになかったと思うんですね。何年か経過した中で「さーくる」の役割がだんだん大きくなってきて、内容が異なってきたという風に私は感じています。確かに、生活困窮者の問題が今、本当にいろんなことが連鎖している部分のところがあって、先程からヤングケアラー問題とか、相談もそうですけれども、いろんな問題がそこに関わっているのが現状だと思います。

確かに重層的支援事業が上手くいくといいなという風に思っているのですが。1つの相談窓口という形で「さーくる」を考えていたけれども、今、事情が少し変わってきているのではないのかなとは思っています。そこには市の職員も含め、私達も含めてですね、意識改革をしていかないとダメだと思っているんですね。ただ相談受けて、「はい、はい、そうですか」という時代ではなく、それにいろんなものが加味してくるような相談業務がいっぱい出てきています。それを上手く繋げていく方法をどういう風にしていくか、たぶん模索していると思いますけれども。そこをうまく乗っかってやっていただけるとありがたいと思っています。連携はすごく大事ですので。地域は地域に任せるとか、役所は役所でというようなことではなく、何かいい解決策まではいかないですけれども、いい風に向いていくようなことを皆で考えていけるといいのかなという風に思いますね。これは確かに、それぞれの団体も地域共生社会の一つかもしれません。自分達の団体とか、いろんなそれぞれの部署で頑張っているのではなく、それを上手く繋いでいくようにしていかれるといいなと期待をしていきたいと思っています。

大野委員長

はい、ご議論ありがとうございました。これについても、質問票に書くことができますよね。ですので、今、ご意見いただいていた方、あるいは、もう少しこのご意見をいただいたうえで考えたことを質問票の方にして FAX ないしは e-mail でお送りいただければと思いますので、よろしく願いいたします。もう少しやりたいところではありますが時間もありますので、ここでというところになります。

最後に、その他として、次回会議の日程等について、事務局よりお願いします。

事務局

第2回推進委員会ですが、12月頃を予定しております。今回は、先程、議題2のところでご意見もいただきましたので、まずは11月15日（火）までに皆様からのご質問を中心にご提出をいただければと思います。そちらを事務局の方で取りまとめて、第2回の推進委員会で提言の内容をご議論いただければと思います。

今回は、公助に対する提言の意見をまとめることと、共助に対する取り組みについて社会福祉協議会より資料提供や説明をしていただくことを議事として考えております。

大野委員長

はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか。それでは、以上で本日の議案は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。